

# 高知県 新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態措置等

## 4月17日の要請

### 1 これまでの取り組みを5月6日まで延長

- (1) 昼夜を問わない不要不急の外出自粛。特に夜間の繁華街への外出、中でも接客を伴う飲食店への出入りを強く自粛
- (2) GW期間中（4/29～5/6）は帰省や旅行などの他県との往来自粛
- (3) 集会やイベント等について、主催者には開催の自粛、県民の皆さまには参加の自粛
- (4) 手洗い・咳エチケットなどの基本的な感染防止対策、「3密」（密閉、密集、密接）対策の徹底や家族以外での会食は控える

### 2 人との接触を最低7割、できれば8割削減

- (1) 事業所における、通勤時の移動や職場での接触を可能な限り減らす取組

## 4月22日の要請（要請期間：4月24日～5月6日 対象地域：県内全域）

### 1 休業要請（特措法第24条第9項に基づく要請）

- ・対象施設 ① **接待を伴う飲食店**（※） 例）キャバレー、ナイトクラブ、スナック、バー、パブなど  
（※）風営法第2条第1項第1号に該当するもの
- ② 施設内で大声を発するなど、飛沫感染の恐れが高い施設 **カラオケボックス、ライブハウス**

### 2 営業時間短縮の協力要請（特措法によらない協力依頼）

- ・休業時間 **午後8時～翌午前5時は休業（併せて、午後7時以降の酒類の提供を休止）**
- ・対象施設 ① **飲食店** 例）料理店、居酒屋など（宅配・テイクアウトを除く）
- ② **旅館、ホテル**（施設内の宴会場など、飲食提供の場に限る）

休業要請や協力要請については、県による要請のほか、各市町村からも地域の実情に応じて行われる場合があります。